

定期航路長期就航補助金（伏木富山港定期航路運航支援補助金）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、定期航路長期就航補助金（伏木富山港定期航路運航支援補助金）の交付について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）船社 海上運送法（昭和24年法律第187号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する船舶運航事業を行う者をいう。
- （2）定期航路 法第2条第3項に規定する定期航路事業に係る航路のうち、伏木富山港の公共岸壁（以下「本港」という。）に月1回以上の頻度で寄港するものをいう。
- （3）船舶代理店 船舶の入出港や積荷、船員等に関する諸手続を船社に代って行う者をいう。
- （4）入港料 富山県港湾管理条例（昭和37年富山県条例第35号。以下「条例」という。）第18条及び別表第7に規定する入港料をいう。
- （5）岸壁使用料 条例第12条及び別表第2に規定する係船岸壁及び棧橋使用料をいう。
- （6）新規開設 本港に寄港する定期航路を新たに開設することをいう。

（補助金の交付）

第3条 知事は、本港における定期航路の維持を図るため、本港に寄港する定期航路を運航する船社が納付した入港料及び岸壁使用料に係る経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

（交付要件、交付額及び限度額）

第4条 補助金の交付要件、交付額及び限度額は次の各号に定めるとおりとする。

- （1）コンテナ船の定期航路を開設後、20年以上継続して定期航路を運航する場合

交付要件	年間のコンテナ貨物取扱量が、平成26年の年間コンテナ貨物取扱量と比較して、10%以上減少していること
対象経費	入港料及び岸壁使用料として申請年度に納付した金額に相当する額
補助額	対象経費の4分の1に相当する額（1円未満の端数金額は切り捨て）

(2) コンテナ船の定期航路を開設後、30年以上継続して定期航路を運航する場合

交付要件	年間のコンテナ貨物取扱量が、平成26年の年間コンテナ貨物取扱量と比較して、10%以上減少していること
対象経費	入港料及び岸壁使用料として申請年度に納付した金額に相当する額
補助額	対象経費の2分の1に相当する額（1円未満の端数金額は切り捨て）

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする船社は、知事が別に定める日までに、規則第3条に規定する交付申請書に、事業計画の概要（様式第1号）を添付して知事に提出するものとする。

(事業の計画変更又は中止の承認申請)

第6条 補助金の交付決定を受けた船社（以下「補助船社」という。）は、年度途中において、1便あたり補助額について20%以上の増減が見込まれることとなったときは、事業計画変更（中止）承認申請書（様式第2号）に、事業計画の概要（様式第1号）を添付して知事に提出するものとする。

(事業の状況報告)

第7条 知事は、補助金の交付を受けようとする船社又は補助船社に対し、年度途中において、必要に応じ、入港料及び岸壁使用料の納付状況について報告を求めることができるものとする。

(事業の実績報告)

第8条 補助船社は、事業完了の日から30日以内に、規則第12条に規定する実績報告書に、次の各号に定める書類を添付して知事に提出するものとする。

- (1) 補助金算定基礎（様式第3号）
- (2) 定期航路寄港実績表（様式第4号）

(手続の代理)

第9条 補助金の交付を受けようとする船社又は補助船社が外国に本拠を置く場合には、この要綱に定める交付申請その他の手続を本邦における船舶代理店に代理させることができる。

2 前項の場合、当該船社は、その旨を記載した委任状を知事に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、補助船社が次の各号に定めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付を受けた翌年度内に定期航路を休廃止したとき
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(補助金の返還)

第11条 知事は、補助金交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条、第6条関係）

事業計画の概要（当初・変更）

航 路 名			
新 規 開 設 し た 日		年 月 日	
寄港地	国 内	伏木富山、	
	海 外		
補 助 金 算 定 根 拠	① 船舶総トン数	トン	
	② 寄港予定回数	回	
	③	入港料	円
			①（総トン数）×@2.50円又は@1.31円×②（寄港予定回数）
		岸壁 使用料	円
		合 計	円
	④ 1便あたり補助額	円	
補 助 金 申 請 額		合計 円	

近年のコンテナ貨物取扱量について

平成 26 年	年	年
TEU	TEU	TEU

富山県知事

殿

住所 _____

船社名又は船舶代理店名 _____

代表者職氏名 _____

事業計画変更（中止）承認申請書

年 月 日付け富山県指令第 号で補助金の交付の決定の通知があった定期航路長期就航補助金（伏木富山港定期航路運航支援補助金）について、事業計画を変更（中止）したいので、補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり変更（中止）の承認を申請します。

記

変更（廃止）する 航 路 名		
開 設 年 月 日	年 月 日 （当申請時において 年 ヶ月経過）	
変更（中止）区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
変更（中止）理由		
補助金申請額	当初計画	変更（中止）後見込み
	_____ 円	_____ 円 (差引 _____ 円の増・減)
添 付 書 類	事業計画の概要（様式第1号）	

様式第3号（第8条関係）

補助金算定基礎（入港料・岸壁使用料）

航 路 名	
新規開設した日	年 月 日（当申請時において 年 ヶ月経過）
船 舶 名	

寄港実績及び補助金の算定

寄港回数	入港料	岸壁使用料	計	補助率	補助額
回	円	円	円		円

※ 内訳は定期航路寄港実績表（様式第4号）のとおり

※ 1円未満の端数金額切捨て

様式第4号（第8条関係）

定期航路寄港実績表

航路名	
-----	--

入港日	船舶名	総トン数	入港料	岸壁使用料	計
月 日		トン	円	円	円
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
小計（ 枚中 枚目）		寄港回数： 回	円	円	円
合 計		寄港回数： 回	円	円	円

(参考書式)

委任状

船舶代理店名	
代表者職氏名	
所在地	

上記の者を私の代理人と定め、定期航路長期就航補助金（伏木富山港定期航路運航支援補助金）に係る次の行為を委任します。

- 1 補助金の交付申請に関する件
- 2 事業の計画変更又は中止の承認申請に関する件
- 3 事業の状況報告に関する件
- 4 事業の実績報告に関する件
- 5 補助金の受領及び返還に関する件

年 月 日

富山県知事

殿

所在地

船社名

代表者職氏名

令和4年4月1日
商工労働部立地通商課

定期航路長期就航補助金（伏木富山港定期航路運航支援補助金）交付要綱第12条に規定する知事が別に定める事項について

定期航路長期就航補助金（伏木富山港定期航路運航支援補助金）交付要綱（以下「要綱」という。）第12条に規定する知事が別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- 1 令和4年4月1日から当分の間、要綱第4条の規定は、同条の規定に関わらずロシア航路は補助の対象とはしないものとする。